平成２２年（フ）第２６９７号
横浜市港北区日吉本町４丁目１番14―201号
破産者　山内　昌樹
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５２号
千葉県白井市冨士136番地の31、開始決定時の住所川崎市川崎区大師駅前２丁目８番16号
破産者　近藤　正広
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５４７号
川崎市幸区中幸町４丁目22番地２　マモール川崎Ⅲ　1102
破産者　森　　剛
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５９２号
川崎市宮前区東有馬５丁目15番31―404号
破産者　遠藤　義昭
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５９３号
川崎市宮前区野川4037番地１　エルホーム野川１―308
破産者　遠藤　　実
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５９５号
川崎市高津区千年925番地１　プランドール新城310、前住所川崎市幸区小倉814番地37
破産者　仲亀　　潔
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６２４号
川崎市川崎区中島３丁目16番10―206号　中島ハウス
破産者　天野　桂一
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１５４号
富山県砺波市深江１丁目104番地　ウェルネスⅡ203号室
破産者　清水　康次
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１４４２号
京都市北区紫野南舟岡町15番地２　ＣＬＡＳＫＡ西陣414、前住所京都市北区紫野雲林院町83番地　パークシティ北大路232号
破産者　菅生　洋子
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４４８号
京都市上京区上立売通室町西入上立売町14番地
破産者　林工業こと　林　建太朗
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７号
奈良県天理市平等坊町176番地１　ローレルコート天理前栽426号室、住民票上の住所奈良県天理市平等坊町176番地１
破産者　根岸　繁春
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２４号
和歌山県日高郡印南町大字西ノ地665番地の１、本店の住所和歌山県日高郡印南町大字西ノ地1473―１
破産者　久保井設備こと　久保井　桂
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２２年（フ）第８４号
愛媛県松山市祝谷６丁目1122番地16　クリスタルコート道後406号
破産者　門田　　滋
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２４５号
愛媛県松山市恵原町甲803番地
破産者　平岡　浩枝
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１１５号
宮崎県延岡市野地町６丁目5315番地
破産者　三浦タケ子
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

免責許可決定

平成２１年（フ）第７０号
長崎県平戸市岩の上町1486番地１、従前の住所長崎県平戸市大志々伎町1591番地
破産者　西　　俊彰
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第３３号
長崎県松浦市調川町平尾免207番地10
破産者　田中美和子
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第３８号
長崎県松浦市御厨町里免965番地
破産者　小田　　勲
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第３９号
長崎県平戸市田平町里免1343番地６、旧住所神奈川県川崎市高津区新作６丁目15番１号ハイツ太田Ⅱ201
破産者　尼崎　弘子
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第４３号
長崎県松浦市調川町松山田免749番地２
破産者　辻　　惠美
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係